

さいたまの文書 —近世—

寄進 明星院

武蔵国足立

郡 桑田之角

松石之事

右全寄附記

津寺中一丁為

不入寺也仍此件

天保九年 辛卯

六月 日



武蔵国足立郡

日野町多ノ和月

和月若熊三之介村

三百石松石存同

玉是立致に密書

松石寄附百石寄

餘都合五百石

事合付物

合知行

天保九年

六月廿一日



松石寄附

1993.6.26(土)~9.26(日)

埼玉県立文書館

開催にあたって

近世（江戸時代）は、官僚機構が整備し、文書による行政が確立した時代であります。また、貨幣経済が進展し証拠物としての書類が大量に作られた社会でもありました。

これらの文書には近世に生きた人々の様々な姿が記されており、文書本来がもつ自分の意志を相手に伝えるという使命を終えたのちも、歴史的史料として私たちにたくさんの方の事を伝えてくれます。

本館は昭和44年に開館し、「郷土についての歴史的価値のある文書及び記録並びに県の公文書その他必要な資料」の収集・保存を図るとともに、これを計画的に整理し公開しておりますが、今年は昭和58年に現在の地に移って10年目を迎えます。そこで今回は本館が収蔵する近世文書のうちから代表的なものを紹介し、近世文書及び近世という時代についての理解を深めていただくとともに、今後の文書利用に役立てていただけるような展示を企画いたしました。今回の展示がこれからの近世埼玉の調査研究や地域学習に少しでも役立てれば幸いです。

最後に、この文書展を開催するにあたり、貴重な文書を提供くださいました多くの寄贈・寄託者の方々に深く感謝申し上げます。

平成5年6月

埼玉県立文書館

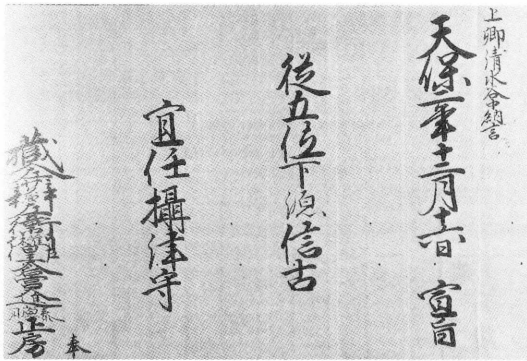
表紙写真：上 No.124徳川家康寺領寄進状（明星院9）、下 No.6徳川秀忠朱印状（稲生家1290）

近世埼玉の略年表

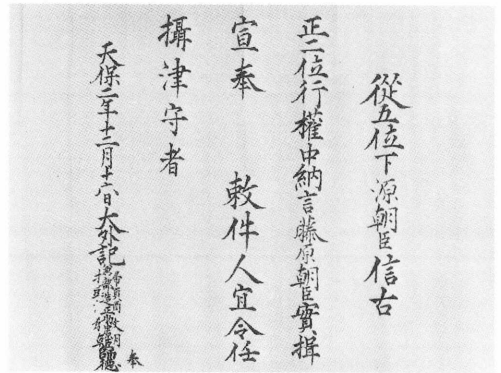
年号	事 項
天正18 (1590)	徳川家康江戸入城
19 (1591)	*中丸村で検地が行われる (No.43) *明星院に徳川家康から寺領寄進状が出される (No.124)
慶長2 (1597)	*高麗本郷で検地が行なわれる (No.44)
5 (1600)	関ヶ原の戦
6 (1601)	*前岩槻城主高力清長、岩槻町の市立掟を定める (No.33)
8 (1603)	江戸幕府成立
18 (1613)	*家康、関東新義真言宗法度を定める (No.125)
元和3 (1617)	*旗本稲生正信、秀忠に所領を安堵される (No.6)
寛永2 (1625)	*高麗郡内で炭釜山の馬草刈取をめぐる論争がおきる (No.96)
慶安元 (1648)	*家光、金剛院に寺領を寄進する (No.129)
4 (1651)	*大田部村五人組帳がつくられる (No.51)
天和3 (1683)	*天和の武家諸法度が出される (No.11)
貞享4 (1687)	*幕府、生類憐み令を出す (以後頒発、No.86)
元禄3 (1690)	*龍花院、京都光台院より地藏院流の法流を許可され、直末寺となる (No.133)
11 (1698)	元禄の地方直し
14 (1701)	*阿部正武伝がつくられる (No.24)
享保13 (1728)	見沼代用水路工事が完了
寛保2 (1742)	関東で未曾有の大洪水 *大塚村で村定がつくられる (No.92)
明和元 (1764)	伝馬騒動がおこる
3 (1766)	*上平野村で村定がつくられる (No.93)
天明3 (1783)	浅間山大噴火
文化2 (1805)	関東取締出役が設置される
文政10 (1827)	関東全域に改革組合村が設置される
天保2 (1831)	*岡部藩主阿部信古、従五位下・摂津守となる (No.1~4)
5 (1834)	天保の飢饉 *天保惣国高調のために氷川神社領の郷村高帳が提出される (No.140)
9 (1838)	*遠山家由緒書がつくられる (No.21)
嘉永6 (1853)	ペリー浦賀に来航
安政2 (1855)	安政の大地震
万延元 (1860)	桜田門外の変
文久元 (1861)	皇女和宮降嫁の行列が中山道を下向
慶応2 (1866)	武州世直し一揆おこる
3 (1867)	大政奉還

*は本展示関係

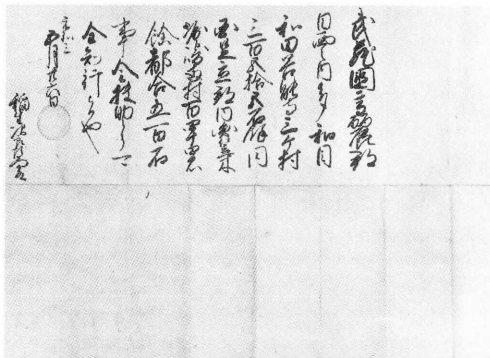
武 家 文 書



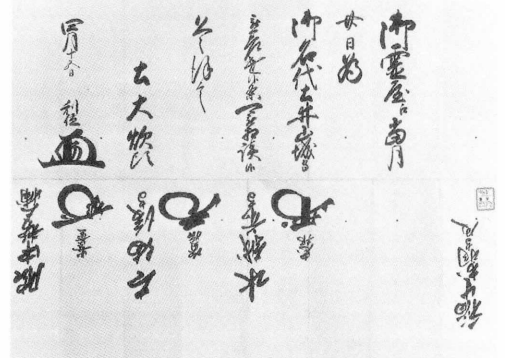
2 天保2年 口宣案 (信古摂津守補任) 安部家175



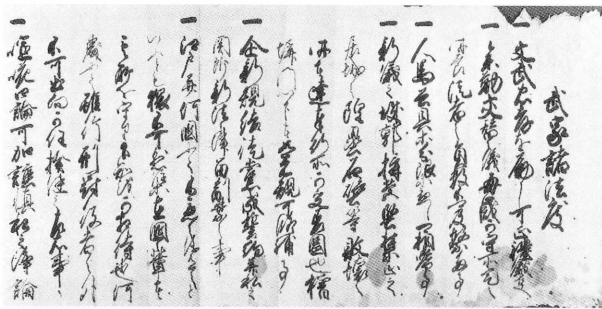
3 天保2年 宣旨 (信古摂津守補任) 安部家176



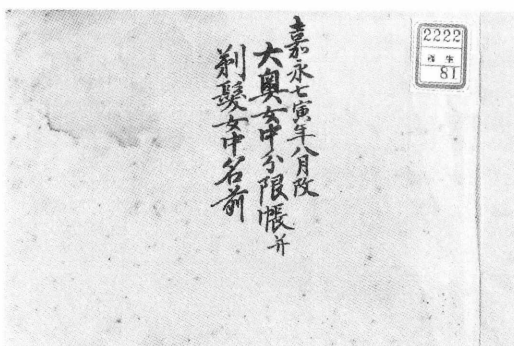
6 元和3年 徳川秀忠朱印状 稲生家1290



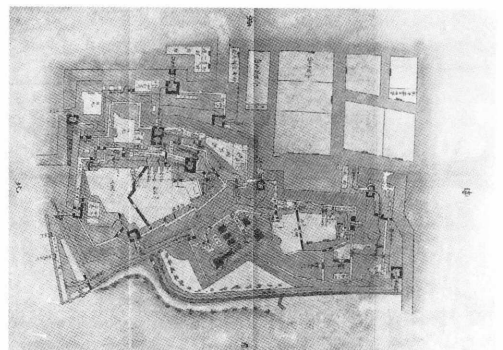
7 天保11年 老中連署奉書 稲生家486



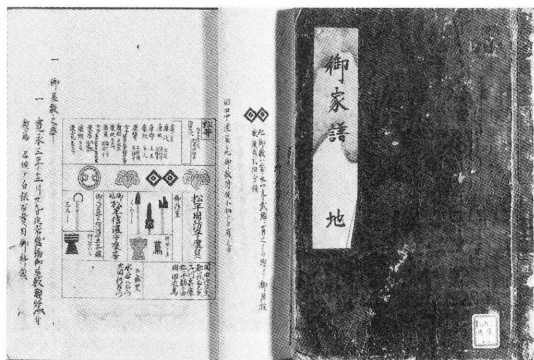
11 天和3年 武家諸法度 新井(忠)氏収集1



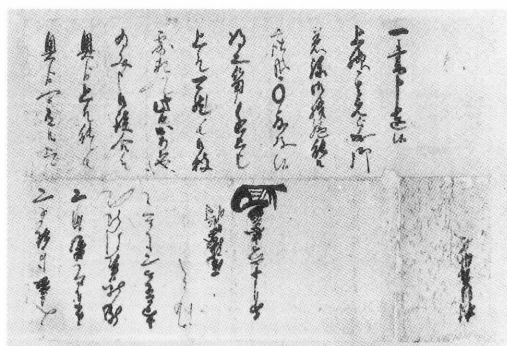
15 嘉永7年 大奥女中分限帳並剃髮女中名前 稲生家81



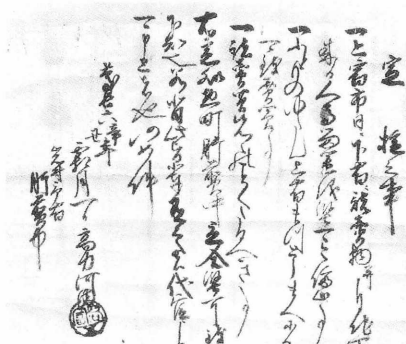
17 天保期 江戸城見取図 遠山家3



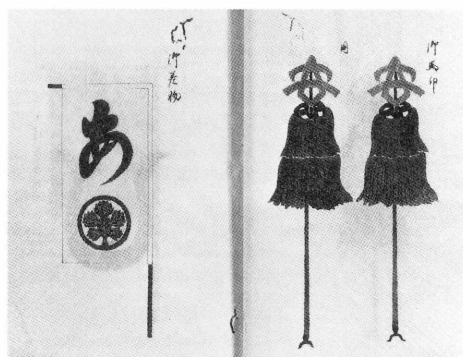
23 松平周防守御家譜 天・地 文書館個別収集11・12



25 松平忠吉書状 持田(英)家15

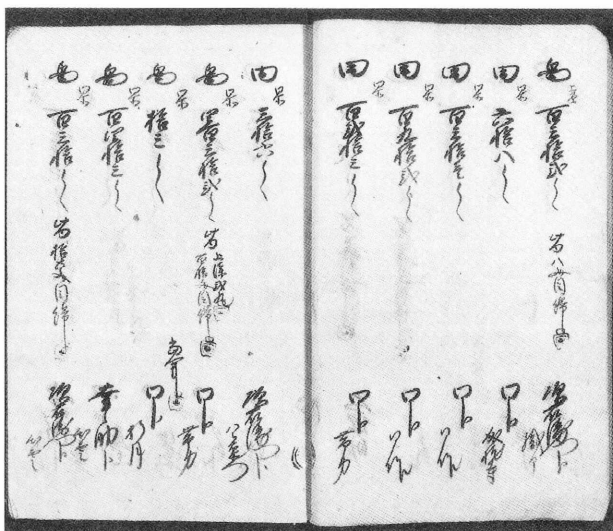


33 慶長6年 高力清長市立定書 勝田家21



37 旗指物家紋控 安部家29

地方文書

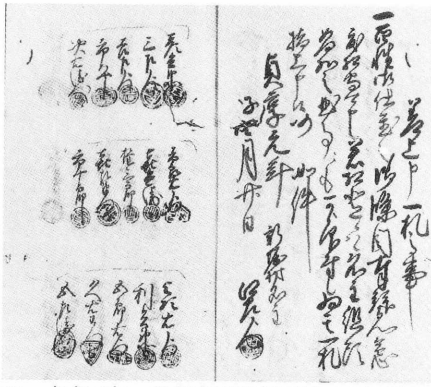


44 慶長2年 武州高麗郡内高麗本郷地詰帳 堀口家1655

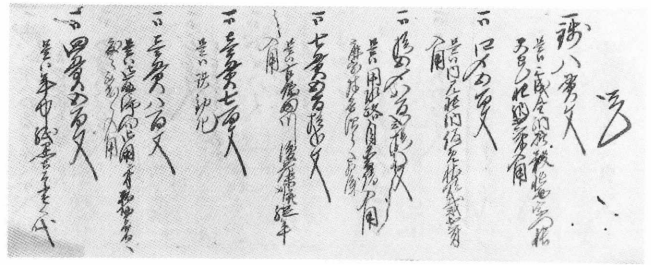


49・50 明和元年 田方・畑方名寄帳(根岸家410, 411)

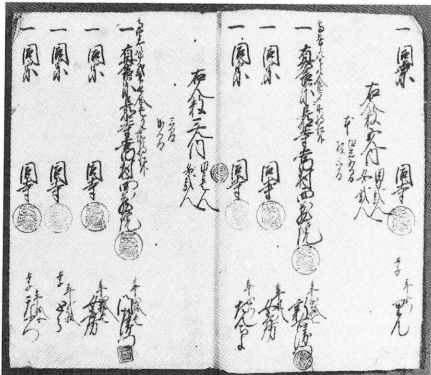




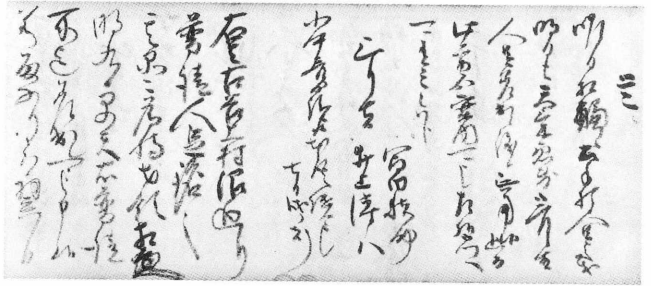
53 貞享元年 武州高麗郡新堀村五人組帳 堀口家54



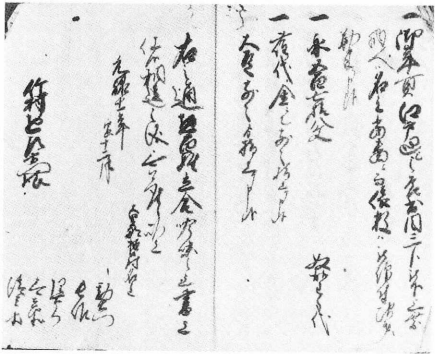
62 安永4年 去辰村入用帳 田中(恭)家210



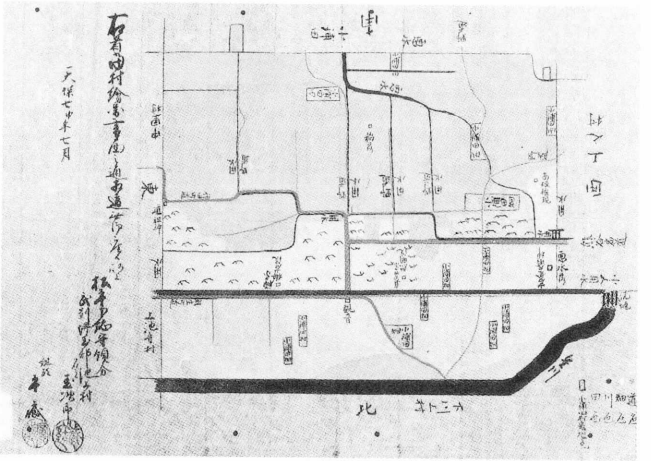
56 宝永2年 武蔵国国立郡羽貫村宗旨人別改帳 加藤家8



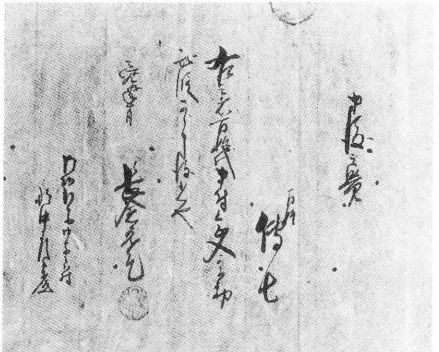
65 元文2年 御廻状写并諸事公用覚帳 奥貫家610



59 元禄11年 武蔵国大里郡吉見領樋口村差出帳 平山(小)家113



71 天保7年 埼玉郡池上村絵図 東家154



68 天保9年 申渡之覚(百姓代申付) 野中家6099



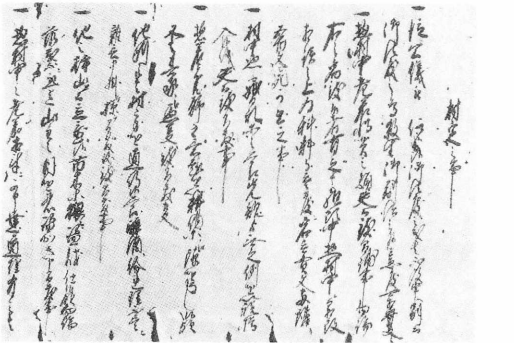
72 天明5年 請取手形之覚(名主役諸帳面) 平山家3414

75 慶長18年 丑歳平須賀村御年貢可納割付之事 船川家956

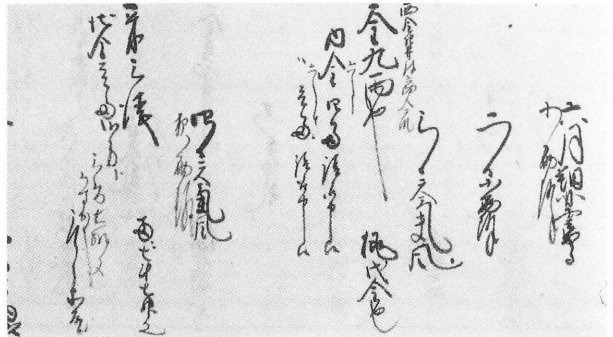
83 貞享5年 寅之御年貢皆済状之事 堀口家1541

89 文政8年 下知書 (賄金=付) 松原家174

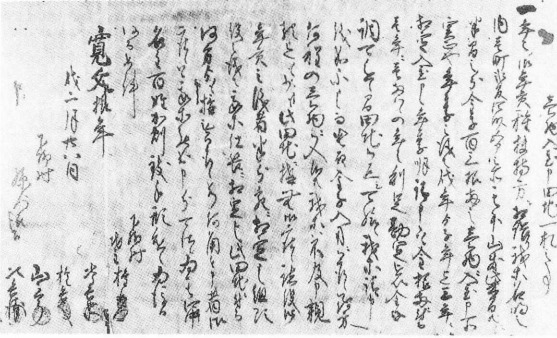
86 貞享4年 覚 (生類憐み令外取締請書) 久保家2562



93 明和3年 村定之事 篠崎家2469



122 天保13年 萬日記留帳 小島(栄)家237

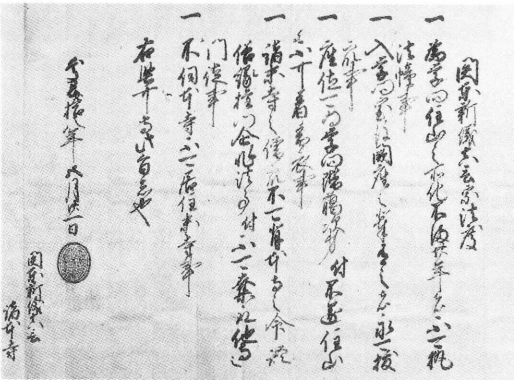


108 寛文10年 しち物=入置申田地一礼之事 小林家1600

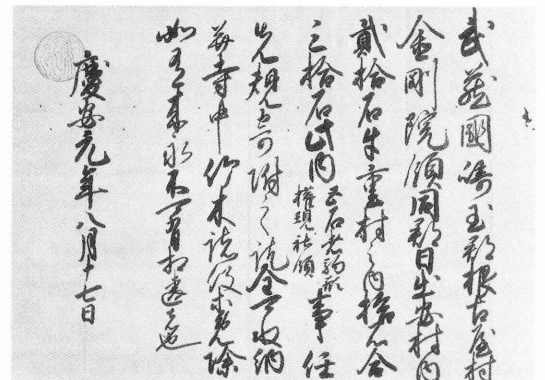


97 寛永19年 乍恐書付を以御訴訟申上候事 小島家436

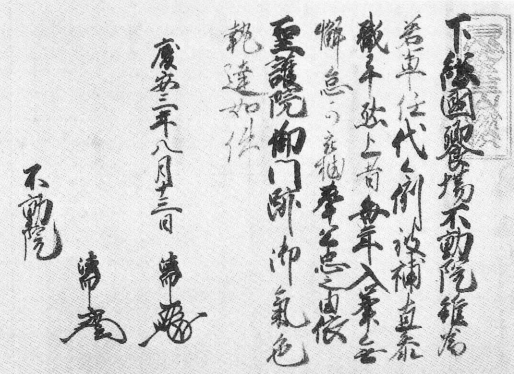
寺社文書



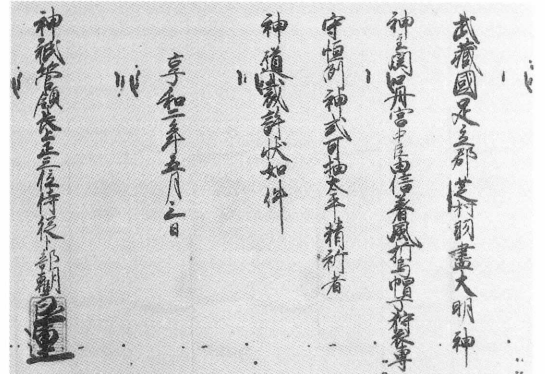
125 慶長18年 徳川家康法度 明星院10



129 慶安元年 徳川家光寺領寄進状 金剛院 1



130 慶安3年 聖護院門跡道澄法親王御教書 不動院15



138 享和2年 神道裁許状 西角井家11144

さいたまの近世文書

近世とは、通常織田信長が入京した永禄11年(1568)から徳川幕府が崩壊する慶応3年(1867)までの300年間を指しますが、関東においては徳川家康が江戸に入った天正18年(1590)以降をいいます。このうち、江戸幕府が成立する以前は豊臣政権時代であり、文書も戦国時代と余り変わりませんが、徳川幕藩体制が確立されていく過程で文書も独自の様式・内容を整えるようになります。この時代に作成された文書は、それ以前の文書に比べて量的にも、種類のにも大幅に増加したところに大きな特徴があります。

こうした近世文書の種類の多様化と作成量の増大は、封建官僚制や行政機構の整備によって作られた幕藩体制が重層的な支配機構を持っており、文書がその支配の道具＝仲立ちとして重要な役割を果たすようになったことによります。また貨幣経済の進展に伴う商品作物の生産・流通の拡大、武家はいうに及ばず一般庶民にまで浸透するようになってきた経済行為(物の売買、質入など)が拍車をかけたものと思われます。

特に「さいたま」は江戸を守る要として幕府直轄地が多く置かれたほか、譜代の大名や江戸に住む将軍直属の家臣である多くの旗本に所領が与えられていました。つまり狭い地域に多数の領主が存在する入り組んだ支配構造をもっていただけです。領主が多数いれば、それだけ作成される文書の量や種類が増えるわけで、現在残されている文書の種類だけでも他地域と比べて多岐にわたっております。

こうした近世の文書は、その存在形態から武家文書、公家文書、寺社文書、地方(じかた)文書、町方文書にわけることができますが、公家文書は「さいたま」には単独で現存するものはなく、武家文書や寺社文書などのなかに朝廷や公家が発給したものやその写などがみられる程度です。また町方文書はまとまって残っているものは少なく、ここでは地方文書として一括します。

武家文書は武家(将軍、大名、旗本など)が発給・授受した文書です。この中には「家」の文書と行政機関・機構としての文書があります。将軍が発給する法度(はつと)・領知判物(はんもつ)・朱印状や大名が将軍や幕府、家臣、支配の町村との間で取り交わした文書は前者に属し、触書(ふれがき)・条目・裁許状・老中連署奉書などの幕府文書や代官の発給する文書は後者に属します。これら

の文書は発給先に伝わるのが通例で、将軍文書は大名家に、その他は支配先である町村や幕臣・藩士の家に多く伝わっています。近世の「さいたま」には川越・忍・岩槻・岡部に譜代大名が配置されたほか、500人を越える旗本が知行(ちぎょう)地をもっていました。しかし江戸に屋敷をもつものが多く、転封によって異動したものや幕末維新の中で賊軍となって追われた武士も多いため、県内に残されている武家文書の数は少なく、本館に収蔵されているものもほんの一部といえます。

地方文書は、封建支配をうけていた村において一般的に授受・作成された文書類のことをいい、名主(なぬし)を勤めた家に伝えられることが一般的なことから、名主文書ともいわれます。江戸時代の村の領域は、ほぼ現在の大字に近く、県域には相給(あいきゅう:一つの村に複数の領主がいる)の村を含めて約2,100の村がありました。これらの村には領主ごとにそれぞれ名主がおり、かなり大量の文書が存在したと思われませんが、近代以降の行政機構の変革と社会の変貌から文書は次第に存在意義が薄れ、その多くは失われていきました。それでも地方文書は残存する近世文書の中心的な位置にあり、近世社会を理解するための基本的史料群といえます。文書には、検地帳・名寄帳(なよせちょう)・五人組帳・宗門人別改帳(しゅうもんじんべつあらためちょう)などの基本的帳簿のほか、触書、下知書、年貢割付(ねんぐわりつけ)・皆済目録(かいさいもくろく)など領主からの下達文書、様々な訴状・願書などの上申文書と村内部で作成される議定書や各種の証書類などがあります。

寺社文書は、由緒・縁起類や僧職・神職に関する補任状、各種の免許状など宗教体としての内部文書と寺社領安堵状(あんどうじょう)や寺社奉行からの文書など社会的存在としての外部文書にわけることができます。寺社とこれを構成する僧侶・神人は、近世においては村に対して領主層に属します。しかし、寺社は同時に寺社奉行の支配下にあるとともに、本末制度そのものが幕藩体制の中に組み込まれていたため、支配・被支配の両面性を持っていました。また、寺院には宗門改を通じての町村支配や門前町支配等の関係もあります。更に、寺社は信仰や祭祀の行事を通じての庶民との関わりも強く、そうした文書も数多く残されています。

武家文書

近世の武家文書といえば、近世封建制社会において、幕藩体制として政権を掌握した武士階級（将軍、大名、旗本、大名家臣など）によって、授受・作成された文書・記録類（史料）のことです。

これらの史料は一般に、内容上、領知（知行地）・家・役儀・藩政（家政）関係などに分類することができますが、主体または客体となった武家の地位や分限によって、幕府文書・大名文書・旗本文書などと呼ばれています。しかし、大名や旗本文書の中に、将軍家からの朱印状や朝廷からの位記や宣旨（叙位・任官）、年貢や訴訟関係の地方文書などが含まれることもあります。

近世の埼玉領域は、幕領のほか川越・忍・岩槻・岡部などの譜代藩領や多くの旗本領が錯綜していました。これら領域村々の領主である譜代大名や旗本たちは、老中（忍藩阿部家、川越藩松平家・秋元家他）、若年寄（岩槻藩大岡家他）、大坂定番（岡部藩安部家）、留守居・大目付（旗本稲生家）など幕政上、大きな役割を果たしました。しかし、これら譜代大名文書は、領主の転封とともに領域には残らず、旗本文書も激動の幕末維新期や戦災によって散逸してしまったのが現状です。その意味では、「さいたまの武家文書」はとても貴重なものであるといえます。

本館収蔵の武家文書は、大名文書としての岡部藩安部家文書、岡部藩土高橋家文書、忍藩土猪狩家文書（田口（新）氏収集）、岩槻藩土児玉南何文書、旗本稲生家文書、御家人増木・遠山家文書など数える程しかありませんが、これら貴重な武家文書をⅠ朝廷・公家関係、Ⅱ将軍関係、Ⅲ幕府（幕臣）関係、Ⅳ藩関係に分けて紹介することにしました。

Ⅰ 朝廷・公家関係

大名・旗本の従五位下以上の叙位、五位以上の律令官職への任官については、朝廷から叙任文書が発給されましたが、叙任権は幕府が掌握していました。叙任の手続は、老中への叙任願書・官職名伺書を通して行なわれ、叙任文書（従五位下）を朝廷から下付される時は、将軍使者として高家が老中から京都所司代宛の口宣頂戴奉書を渡し、高家が所司代・武家伝奏を通じて一括受領し、江戸の高家宅で諸大名に叙任文書を引渡しました（従四位下以上の場合には家来が奉書持参、上京、所司代提出、武家伝奏邸で受領）。これら、朝廷から交付される叙任文書には、叙位につ

いて位記と口宣案（くぜんあん）、任官について宣旨（せんじ）と口宣案の四通が下付されました。No.1～4は天保2年（1831）12月、岡部藩主安部信古が従五位下摂津守に叙位任官したときのものです。

〔位記〕

文書としては長いので簡易な巻物に仕立ててあり、料紙は三位以上は縹紙（そでがみ）、五位以上は白紙を用い、文書には三カ所に天皇御璽（ぎょじ）（朱印）が捺印されています。

〔口宣案〕

本来、天皇の命令を口頭で蔵人頭が上卿（当日の政務担当の公卿）に伝えたときのメモのようですが、叙任の際には正式文書として発給されるようになりました。料紙として、宿紙（しゅくし）（薄墨紙）を用い、端書に口宣案と記されています。

〔宣旨〕

上卿が天皇の命をうけ発給する文書のこと、太政官の左右弁官局から出される官務宣旨と少納言局から出される外記宣旨とがあります。料紙は奉書紙が使用され、上包みに納め水引きでしぼりました。

〔勅書・請書〕

勅書は天皇の命を伝える文書、請書は身分の上の者からの文書の内容を了承し、その履行を誓うことを答申した文書のことです。No.5は、勅書（横浜鎖港等）に対する将軍家茂の請書の写しです。

Ⅱ 将軍関係

〔朱印状〕

朱印を押した公的文書のこと、江戸時代になると将軍の発行した朱印状を一般に呼ぶようになりました。朱印状には、その内容から領知朱印状・海外渡航朱印状・伝馬朱印状などがあります。料紙は大高檀紙（だんし）を用いました。No.6は、元和3年（1617）5月、将軍秀忠が旗本稲生正信に武蔵国高麗郡多和田・和田・善能寺村（現坂戸市）、足立郡丸カ崎・堀崎村（現大宮市）合500石の知行地を安堵した朱印状です。

〔奉書〕

将軍などの上位者に近侍する者（老中・若年寄等）がその上位者の命を奉じて、近侍者の名で発給する文書のことです。とくに老中（連署）奉書は、幕府の意思伝達（命

令)を媒介する文書の中では最も重要なものでした。また、幕藩間の儀礼的な返書としての機能をもつ奉書(返札)もありました。これら(老中)奉書の料紙には、楮紙系統の最上質紙である奉書紙が用いられました。No.7・8は、天保期(1830~45)、日光奉行稲生正興に宛てた老中・若年寄連署奉書(返札)です。

III 幕府(幕臣)関係

[武家諸法度]

幕府が大名統制のために制定した基本法で、家康の命で金地院崇伝が起草し、元和元年(1615)諸大名を伏見城に集め発布されました(漢文体13条)。その後、条文の加除が行なわれ、天和3年(1683)5代綱吉のとき15条にまとめられ、8代吉宗以降はこの天和法度(No.11)が用いられました。主な規定には、大名の心得・居城修補の制限・徒党禁止・婚姻許可制・参勤交代などがありました。

[条目]

簡条書の記載様式をもつ法令的文書で、冒頭に定・条々・覚などの語句を据えるものです。No.12は、大坂定番の心得を記した条目です。

[誓詞]

誓約文書すなわち起請文のことです。この誓詞には、将軍に対し忠誠を誓う代替誓詞や役職就任にともなう誓詞、病気のために提出する駕籠誓詞(No.13)などがありました。

[役儀・幕府関係]

幕府の役職は将軍を頂点に、大名職としての老中・若年寄・京都所司代・大坂城代や旗本職としての留守居・大目付・奉行のほか、御家人クラスのものも含めると、約1,000種にもなります。大坂定番は城代配下の大坂城警備行政の補佐役で一・二万石級の大名職で岡部藩主安部家も任ぜられています。稲生正興は日光奉行(天保8年)2,000石高、大目付(天保13年)3,000石高、留守居(安政5年)5,000石高と旗本としてのエリートコースを歩みました。留守居は城内警衛や大奥取締(No.15)、城内武器武具管理(No.14)などにあたり、大目付は大名監察や大名への触書の伝達(廻状)(No.16)などを任務としました。増木家は、鉄砲方田付家配下で鉄砲や大筒・小筒を担当し(No.19)、遠山家は西丸火之番や組頭に就いており江戸城関係の絵図(No.17・18)

は、役務上必要なものでした。

IV 藩関係

[家譜・系図・由緒書類]

江戸時代の幕藩体制は、幕藩領主とその家臣団による支配体制であり、武家社会では家系や格式が尊重されました。そのため自らの家系を明らかにし門地・身分を証明するために、さかんに家譜・系図類が作成されたのです(No.20~23、34、36)。

[分限帳]

大名の家臣の名前・禄高・地位・役職などを記した帳面のことであり、家臣団の組織・規模などを知る上で貴重な史料です。No.41は幕末期における岡部藩のものでした。

[藩主判物・書状]

判物は、発給者が自ら花押(かおう)(書判)を据えた文書のことで、江戸時代では一般に領知判物を意味しました。No.26、27は忍藩主松平忠堯・忠国から家臣猪狩家に出されたものですが、家督(相続)の祝儀に対する返礼としての機能をもつものです。また、江戸初期の藩政確立期には、藩主は自ら幕府や他藩との連絡にあたり、多くの(自筆)書状を残しています。No.25は、徳川家康の側近村越茂助に、父への進物(笋たけのこ)の取次を依頼した松平忠吉(慶長5年まで忍城主、以後尾張清洲城主、慶長9年従三位左近衛中将)の書状です。

[藩士日記・書状]

藩士の中には文人も多く、岩槻藩士児玉南柯(No.34)は儒者で藩校遷喬館(せんきょうかん)の創始者、忍藩士芳川波山(No.32)は漢学者で藩校進修館の教授でした。

[その他藩政史料]

文政6年(1823)、忍藩主阿部家の奥州白河転封にともない、桑名から松平下総守家が新しい領主として忍城に入りました。No.29、30は、松平下総守(忠堯)が桑名城引渡に際して作成した文書です。川俣関所(現羽生市)は日光脇往還の利根川渡船場(新郷~川俣)に設けられ、忍藩配下の4人の番士が交替で勤務しました(No.28)。No.33は慶長6年(1601)前岩槻城主高力清長が出した市立定書で、領主が商工業振興に力を入れていたことがわかります。No.38、39は岡部藩の領知の石高や村高を記したものであり、No.40は東京在京中における同藩の公用日記です。

地方文書

近世封建制支配の末端組織であった村（農山漁村）において、授受・作成された公的な文書・記録類のことで、村方文書、名主文書ともいわれます。本来は町方に対して地方（じかた）支配のための文書という意味と思われませんが、村方で作成・授受された文書を地方文書というようになりました。これらの文書は、名主が交代すると引継がれ、明治以降も区有文書として旧村の郷蔵に納められているものもありますが、その多くは江戸時代に名主などの村役人を勤めた家に伝えられ、その家の私的な文書が多量に混在しているのが通常で、現在ではこれらの文書も含めて地方文書として扱っています。

地方文書はその機能から、領主・代官からの下達文書、村・村民からの上申文書、村・村民相互間の文書、その他記録類に分けることも出来ませんが、区別は必ずしも明確にしえないところもあり、今回はこれらの分類を避け代表的な種類を紹介するにとどめました。

[検地帳]

近世支配の基礎は土地にあり、この土地の基本的調査が検地と呼ばれます。検地は村を単位に行なわれ、村の境界を定めたるうえで、丈量実施の順に一筆ごとに田・畑・屋敷の別と所在場所・地位・面積・分米・所持者（作人）を明らかにしていきます。この結果作られるのが検地帳で、水帳ともいわれます。なお、地位等をそのままにして、反別のみ丈量するのを地押または地詰といいます。

No.43～44は古検地、No.45は新検地、No.46は新田検地と呼ばれるものです。

[名寄帳]

検地帳に基づいて作られたのが名寄帳です。村内の年貢納入者ごとに、その田・畑・屋敷の地位、面積、分米などを一筆ごとに記入し、集計したものです。これによって、年貢諸役や村入用などが持分にに応じて分けられ、徴収されました。

No.49・50は田方・畑方の別に分けられています。年貢は田は米で、畑は貨幣（永という）で納入するのが通例だったためです。

[五人組帳]

村の内部は五戸前後を組み合わせた五人組に分けられ、年貢納入や治安維持の連帯責任を負っていました。五人組帳は、この組合せを毎年領主に申告するために改帳と

して作成されるもので、多くは郷村法度の誓約書を兼ねた形をとっています。

No.53は貞享元年（1684）の高麗郡新堀村（現日高市）のもので、17ヶ条の法度（前書という）が記されています。

[宗門人別改帳]

宗門改は、幕府がキリシタン摘発のために施行した制度ですが、後には人別改を兼ねるようになりました。

No.56は宝永2年（1705）に作成された足立郡羽貫村（現伊奈町）のもので、人別に旦那寺・名前・年令が付されたのち、一家ごとに男女別の人数及び家の大きさ（縦横の間数）が記され、終わりに名主・組頭連名で代官あてに出す書式となっています。これも五人組帳とともに毎年領主に提出されていたわけです。

[村明細帳]

村方から領主・代官に提出した村の概要書で、書上帳・差出帳・明細帳・鑑など様々な名称が使われています。村明細帳の提出は毎年ではなく、領主・代官交代や幕府巡見使の派遣・代官廻村など特別の際に提出を求められます。内容は、目的によって精粗がありますが、通常、村高・田畑の反別・垣樋や堰などの普請所・家数・人数・寺社などが書かれます。

No.59は大里郡樋口村のもので表紙に案調とあり、元禄11年（1698）の地方直しで分郷となった時に提出された時の下書と思われれます。

[村入用帳]

村入用とは村にかかる負担で年貢以外のものをいいます。宗門人別改帳・五人組帳などの費用（紙墨代、飛脚代や役所までの出張費など）や土木・水利普請費、祭礼・宗教行事費など年によって異なります。

No.62は安永4年（1775）の埼玉郡道口蛭田村（現春日部市）のもので、かかった費用から名主・組頭役料を引いた残りを百姓高割で徴収する形をとっています。また、奥に代官所の印が押されており、作成後代官所の検閲を受けたことが分かります。

[御用留]

領主や知行主などからの文書は名主のもとへ送られます。名主はこれを手元に書き留め、次の村へ継ぎます。それから様々な命令や達を実行するために必要な事項を村民に伝えるわけですが、このような日付順

に記された書き留めを御用留といいます。

No.66は入間郡赤尾村（現坂戸市）の名主林家のもので、享和2年（1802）から4年間のものが書かれています。

[年貢割付]

検地によって年貢を負担する反別が決定すると、毎年秋の収穫前に検見が行なわれその結果に基づいてその年に納入すべき年貢が割り当てられます。その時に作成されるのが年貢割付で、年貢免状・免定などともいわれ、地方を支配する役人、即ち幕府領では代官、私領では郡奉行や代官から村あてに出されます。

No.75は慶長18年（1613）の平須賀村（現幸手市）の年貢割付状で関東郡代伊奈忠治から出されていますが、宛先は名主百姓中となっています。年貢は村で請け負って納める制度でした。

[年貢皆済目録]

納入すべき年貢は割付によって確定しますが、実際には春の収穫時から秋の収穫時にかけてその都度分けて納められます。領主側からは小手形の交付、通帳への押印という形で請取がなされ、皆済になると小手形・通帳と引き替えに皆済目録が渡されました。なお、割付には載っていない負担も多くみられます。

No.83は高麗領高麗本郷（現日高市）の年貢について、代官大（久保）平兵衛が貞享5年（1688）8月に作成した前々年分の皆済状で、まだ皆済目録として定式化する以前のものです。

[触書]

身分の上の者が下の者に出す法令や通達を指しますが、主に幕藩領主の法令をいいます。

No.86は貞享4年（1687）に出された捨馬禁令外の触書で請書形式をとっています。捨馬禁令は、綱吉政権によって出された有名な生類憐み令の一つです。

[議定書]

町村や組合・仲間などが自治的に会議して取り決めを行なったときに作成された文書で、特に村方全体で取り決めたものを村法・村掟などといいます。

No.93は明和3年（1766）に定められた埼玉郡上平野村（現蓮田市）のもので、惣百姓の連印となっている村法です。内容的には幕府法令を遵守することを誓約する一般

的なものですが、これには前年に起こった伝馬騒動が影響しているかと思われます。

[証文]

ある事実を証明する文書のことをいい、主として私人間で行なわれる権利の授受に際して作成される文書類を総称していいます。手形とも表され、借用証文・質地証文・小作証文などが多くみられます。村間で取り交わされる人別送状・請状もここに含めました。

No.108は寛文10年（1670）の質地証文です。

寺社文書

寺社に伝えられる文書は、僧職・神職の補任や服飾に関する免許など宗教体としての寺社に係わるものと、幕府や寺社奉行あるいは地方との係わりなど社会的存在としての寺社として授受するものの二つに大別されます。このうち前者については各宗派・教派によって、同様な内容のものであってもかなり様式が異なるのが特徴です。

[寺院法度]

幕府は、慶長2年（1597）の関東浄土宗法度を皮切りに各宗派別の法度を定め、元和元年（1615）諸宗諸寺院法度としてこれをまとめ、寺院統制を確立します。No.125は慶長18年（1613）の関東新儀真言宗法度です。当時関東の寺院の約半分は新義真言宗が占めていました。

[聖護院門跡御教書]

御教書とは、本来主人や将軍の命を三位以上の公卿の家司や幕府の執権、連署が奉じて出した奉書を指しますが、本山派修験の場合は僧位や色衣を免許する際に、聖護院門跡の命を坊官が奉じて出す書式を用いました。No.130は葛飾郡小淵村（現幸手市）の旧不動院に伝わった慶安3年（1650）の直参職補任免許についてのものです。

[神道裁許状]

室町時代以降江戸時代を通じて、神祇管領として諸国の神社を支配してきた吉田家が諸国の祠官その他に出した種々の免許状を、神道裁許状といいます。No.138は享和2年（1802）に吉田良連から足立郡芝村（現川口市）の羽盡大明神神主に出された服飾関係の免許状です。

展 示 文 書 目 録

No.	年号 (西暦)	文 書 名	文 書 番 号
武 家 文 書			
朝廷・公家関係			
1	天保2年 (1831)	位記 (信古従五位下叙位)	安部家 173
2	天保2年 (1831)	口宣案 (信古撰津守補任)	安部家 175
3	天保2年 (1831)	宣旨 (信古撰津守補任)	安部家 176
4	天保2年 (1831)	口宣案 (信古従五位下叙位)	安部家 177
5	元治元年 (1864)	徳川家茂勅書請書写	安部家 166
将軍関係			
6	元和3年 (1617)	徳川秀忠朱印状	稲生家 1290
7	天保11年 (1840)	老中連署奉書	稲生家 486
8	天保11年 (1840)	若年寄連署奉書	稲生家 471
9		奏者番連署奉書	稲生家 474
10		敵有院 (徳川家綱) 御筆「人丸」	稲生家 792
幕府 (幕臣) 関係			
11	天和3年 (1683)	武家諸法度	新井(忠)氏収集 1
12	寛政7年 (1795)	条々 (大坂定番心得)	安部家 103
13	安政4年 (1857)	月切駕籠誓詞	稲生家 580
14	万延元年 (1860)	諸向御貸具足御有高	稲生家 89
15	嘉永7年 (1854)	大奥女中分限帳並剃髮女中名前	稲生家 81
16	弘化2年 (1845)	大目付手留	稲生家 202
17	天保期 (1830~1843)	江戸城見取図	遠山家 3
18	寛政期 (1789~1800)	江戸城本丸表御座所見取図	遠山家 8
19		大筒偽装絵図	増木家 52
20		稲生家系譜	稲生家 342
21	天保9年 (1838)	遠山家由緒書	遠山家 11
22	安政5年 (1858)	由緒書親類書遠類書屋敷書付	増木家 3
藩関係			
(川越藩)			
23		松平周防守御家譜 天・地	文書館個別収集11・12
(忍 藩)			
24	元禄14年 (1701)	阿部正武伝	文書館個別収集 33
25		松平忠吉書状	持田(英)家 15
26		松平忠堯判物	田口(新)氏収集 124
27		松平忠国判物	田口(新)氏収集 126
28	元禄14年 (1701)	家中荷物川俣関所通 = 付覚	文書館個別収集 16
29	文政6年 (1823)	桑名領三カ年物成平均並浮所務覚	稲生家 126
30	文政6年 (1823)	桑名城引渡役人姓名	稲生家 115
31	天保4年 (1833)	相州鎌倉大筒御場所絵図	田口(新)氏収集 129
32	弘化3年 (1846)	芳川波山書状	小室家 1123
(岩槻藩)			
33	慶長6年 (1601)	高力清長市立定書	勝田家 21
34		大岡家旧事録	田口家 2
35	安永9年 (1780)	児玉南柯日記	児玉南柯 1
(岡部藩)			
36		安部家系図	安部家
37		旗指物家紋控	安部家 29
38	天明7年 (1787)	武蔵国上野国三河国摂津国丹後国之内領知郷村高辻帳	安部家 117
39	天保5年 (1834)	五ヶ国御領分御拝領高村高新田高改出新田共取調帳	安部家 115
40	明治4年 (1871)	公用留	安部家 114
41	慶応4年 (1868)	御家中分限帳	高橋家 31
42		取次席仰付新地被成下 = 付達	高橋家 51
地 方 文 書			
検地帳			
43	天正19年 (1591)	武州足立郡南部之内中丸村御縄打水帳	大島(圭)家 1~6
44	慶長2年 (1597)	武州高麗郡内高麗本郷地詰帳	堀口家 1655
45	正保4年 (1647)	武州騎西領之内大室村御縄打水帳	大熊家 160・162~4
46	享保16年 (1731)	八貫野内武蔵国足立郡本村新田検地帳	植田谷本村自治会 1

No.	年号 (西曆)	文 書 名	文 書 番 号
		名寄帳	
47	承応3年 (1654)	今泉村田畠之寄帳	斎藤 (治) 家 16
48	天和3年 (1683)	田畑名寄帳	厚沢家 24
49	明和元年 (1764)	田方名寄帳	根岸家 410
50	明和元年 (1764)	畑方名寄帳	根岸家 411
		五人組帳	
51	慶安4年 (1651)	卯ノ年大田部村五人組之御帳	新井家 93
52	承応4年 (1655)	大田部村五人組之御長	新井家 228
53	貞享元年 (1684)	武州高麗郡新堀村五人組帳	堀口家 54
54	享保19年 (1734)	忍領大塚村百姓五人組御改帳	松岡家 65
		宗門人別改帳	
55	延宝5年 (1677)	武州高麗領本郷巴春人別・宗旨・五人組改帳	堀口家 82
56	宝永2年 (1705)	武蔵国足立郡羽貫村宗旨人別改帳	加藤家 8
57	元禄8年 (1695)	武州比企郡平村人別帳	大野家 58
		村明細帳	
58	元禄11年 (1698)	武州入間郡赤尾村諸色明細帳	林 家 72
59	元禄11年 (1698)	武蔵国大里郡吉見領樋口村差出帳	平山 (小) 家 113
60	正徳3年 (1713)	武蔵国秩父郡大野村明細帳	野口家 477
		村入用帳	
61	元禄11年 (1698)	丑年村入用帳	森田家 7187
62	安永4年 (1775)	去辰村入用帳	田中 (恭) 家 210
63	天明5年 (1785)	辰年村入用帳	堀口家 470
		御用留	
64	宝永8年 (1711)	御廻状留書之帳	松岡家 1378
65	元文2年 (1737)	御廻状写并諸事公用覚帳	奥貫家 610
66	享和2年 (1802)	御用留	林 家 1905
		村役人申渡	
67	宝暦5年 (1755)	申渡之事 (組頭替役認メ)	土生津家 4778
68	天保9年 (1838)	申渡之覚 (百姓代申付)	野中家 6099
69	万延元年 (1860)	申渡 (名主代)	田口 (栄) 家 1738
70		[名主本役仰付 = 付申渡]	増田家 612
		村絵図	
71	天保7年 (1836)	[大里・埼玉・幡羅郡内村絵図]	東 家 154~159
		村方書類関係	
72	天明5年 (1785)	請取手形之覚 (名主役諸帳面)	平山家 3414
73	天明8年 (1788)	御支配替御用一件覚 (村方諸帳指出)	森田家 2530
74	天保2年 (1831)	諸色御書物請取帳	藤井家 51
		年貢割付	
75	慶長18年 (1613)	丑歳平須賀村御年貢可納割付之事	船川家 956
76	元和5年 (1619)	未年大塚御年貢可納割付之事	松岡家 4128
77	元和9年 (1623)	亥歳中曾根村御年貢可納割附之事	長谷川 (勇) 氏収集 518
78	寛永19年 (1642)	午歳大田部村御年貢可納割附事	新井家 1556
79	寛文4年 (1664)	辰歳植田谷赤山領伊奈五兵衛知行年貢可納割付帳	小島家 112
		年貢皆済	
80	寛永19年 (1642)	午ノ歳大田部村御年貢請取事	新井家 1616
81	承応2年 (1653)	巳年平須賀村御年貢米錢請取事	船川家 1569
82	天和2年 (1682)	去丑年御年貢皆済目録	持田 (英) 家 521
83	貞享5年 (1688)	寅之御年貢皆済状之事	堀口家 1541
		触 書	
84	万治元年 (1658)	定 (伴天連取締下知)	大塚家 448
85	寛文元年 (1661)	五人組法度事書	林 家 3492
86	貞享4年 (1687)	覚 (生類憐み令外取締請書)	久保家 2562
87	元禄7年 (1694)	条々 (松平伊豆守掟書)	相沢家 1281
		下知書	
88	天明8年 (1788)	下知 (賄金主平八方へ物成可納)	長嶋家 1949
89	文政8年 (1825)	下知書 (賄金 = 付)	松原家 174
90	安政4年 (1857)	下知書之事 (百姓代役)	長嶋家 1571
		議定書	
91	延宝2年 (1674)	高麗本郷万手形 (村定)	堀口家 161
92	寛保2年 (1742)	相定之事 (常々之食事かゆ外村定メ条々)	松岡家 3655
93	明和3年 (1766)	村定之事	篠崎家 2469
94	安永8年 (1779)	組定 (博奕 = 付)	杉田家 242

No.	年号 (西暦)	文 書 名	文 書 番 号
95	文化13年 (1816) 訴状・願書	ハヶ村議定書	杉田家 10
96	寛永2年 (1625)	乍恐以書付申上候 (すみかま山馬草刈取ニ付百姓連署訴状)	堀口家 1643
97	寛永19年 (1642)	乍恐書付を以御訴訟申上候事 (八右衛門村方取計方不正ニ付)	小島家 436
98	元禄11年 (1698)	乍恐以返答書を御訴訟申上候 (百姓申立穿儀訴訟一件)	武笠 (寛) 家 538
99	享保8年 (1723)	乍恐書付を以申上候 (三ヶ年定免願)	森田家 2803
100	元文5年 (1740)	乍恐以書付奉願上候 (金次郎帳外願)	相沢家 1308
101	延享5年 (1748)	諸願差上候控帳	松岡家 337
102	明和元年 (1764)	乍恐以書付奉願上候 (桶川宿御伝馬役勤高ニ付)	篠崎家 2484
証 文			
103	元和4年 (1618)	手形之事 (馬立入ニ付託証文)	宇野家 2094
104	寛永20年 (1643)	手形之事 (家抱縁組ニ付子供引取)	新井家 2242
105	寛永21年 (1644)	手形之事 (地所金弁濟)	野中家 3929
106	寛文4年 (1664)	請合申手形之事 (次左衛門)	久保家 2249
107	寛文9年 (1669)	売渡シ申田之事	林 家 5779
108	寛文10年 (1670)	しち物ニ入置申田地一札之事	小林家 1600
109	寛文13年 (1673)	借用申手形之事	飯島家 234
110	天和3年 (1683)	村入手形之事 (四郎右衛門)	松岡家 3909
111	貞享5年 (1688)	入置申小作手形之事	小島 (栄) 家 468
112	正徳4年 (1714)	遣申手形之事 (操芝居催ニ付)	飯島家 283
113	寛政2年 (1790)	誤り申証文之事 (日待宿不仕村八分ニ付託)	平山家 3281
114	文化元年 (1804)	往来証文之事	平川家 1586
115	天保7年 (1836)	覚 (引取り一札)	船川家 1270
116	天保7年 (1836)	送り一札之事	船川家 1269
家の文書・記録			
117	宝永元年 (1704)	相定申智居跡証文之事 (伊兵衛養子貰請)	林 家 4974
118	享保5年 (1720)	香奠帳	関根家 1
119	安永3年 (1774)	婚礼帳	宇野家 572
120	寛政7年 (1795)	雑穀出入帳	土生津家 1325
121	文化4年 (1807)	入置申奉公人請文之事	吉田 (実) 家 1563
122	天保13年 (1842)	萬日記留帳	小島 (栄) 家 237
123	嘉永元年 (1848)	他出雜記帳	林 家 2492
寺 社 文 書			
寺院文書			
124	天正19年 (1591)	徳川家康寺領寄進状	明星院 9
125	慶長18年 (1613)	徳川家康法度	明星院 10
126	慶長18年 (1613)	徳川秀忠法度	明星院 11
127	元和元年 (1615)	徳川秀忠真言宗諸法度写	明星院 12
128	正保3年 (1646)	[付法状]	龍興寺 5
129	慶安元年 (1648)	徳川家光寺領寄進状	金剛院 1
130	慶安3年 (1650)	聖護院門跡道澄法親王御教書	不動院 15
131	寛文2年 (1662)	三山奉行若王子奉書	土屋家 106
132	延宝3年 (1675)	本末帳 (武州足立郡浦輪玉藏院)	玉藏院 1
133	元禄3年 (1690)	法流許可状	龍花院 12-1
134	元禄11年 (1698)	熊野三山検校宮道尊法親王御教書	山本坊 308
135	文化2年 (1805)	是端補藏局職状	清河寺 22
136	嘉永7年 (1854)	[御朱印御改ニ付書上]	廣正寺 487
137	安政3年 (1856)	御触書記録	法華寺 50
神社文書			
138	享和2年 (1802)	神道裁許状	西角井家 11144
139	享和2年 (1802)	神祇管領補任状 (河内守)	西角井家 11129
140	天保5年 (1834)	武藏国足立郡之内郷村高帳	西角井家 5221
141	寛文3年 (1663)	覚 (神主宮内次席刑部并左平所追放裁許状)	武笠神主家 34
142		[宮川采女家督相続ニ付沙汰状]	西角井家 2322
143		[由緒書]	武笠神主家 309

※期間中、一部展示替します。

— 新収蔵文書コーナー — 展示目録

No.	年号 (西暦)	文 書 名	文 書 群 名
1	元禄 8 年 (1695)	埒明申証文之事 (越後国魚沼郡仙石村百姓持山かや木たて出入和談取極)	岸 田 氏 収 集 文 書
2	明治44年 (1911)	校定古事記 (上・中・下)	岸 田 氏 収 集 文 書
3	寛永19年 (1642)	家屋敷買請証文	増 田 家 文 書
4	明治 2 年 (1869)	御普請組合高帳・元禄11年分郷反別百姓分ヶ高田上知調写	増 田 家 文 書
5		江戸川古利根川沿用悪水村々絵図	増 田 家 文 書
6	明治21年 (1888)	地 券	増 田 家 文 書
7	昭和13年 (1938)	川口郷土読本	室 氏 収 集 文 書
8	昭和29年 (1954)	越ヶ谷風土記	室 氏 収 集 文 書
9	昭和18年 (1943)	官 報	阿 部 氏 収 集 文 書
10	昭和28年 (1953)	五万分一地形図 大宮	小 野 氏 収 集 文 書
11	昭和30年 (1955)	埼玉県全図	小 野 氏 収 集 文 書
12	元治元年 (1864) ～慶応3年 (1867)	稻生正道長州進発関係日記	稻 生 家 文 書

※期間中、一部展示替します。

文 書 館 利 用 案 内

- 開館時間／9：00～17：00
- 休 館 日／月曜日・国民の祝日・休日・毎月末日
年末年始 (12月27日～1月5日)
特別整理期間 (春秋10日間以内)
- 交通案内／JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線:浦和駅西口下車徒歩12分
JR埼京線:中浦和駅下車徒歩15分
国際興業バス:県庁裏下車 (浦和駅↔大宮駅) 徒歩0分

発行：平成5年6月 編集：埼玉県立文書館 浦和市高砂4-3-18 ☎ (048) 865-0112 印刷：関東図書株式会社